

横須賀美術館・和泉市久保惣記念美術館 防災協力協定（案）

横須賀市と和泉市とは、自然災害、大規模災害及び不慮の事故等の発生時に横須賀美術館及び和泉市久保惣記念美術館の収蔵品保全について相互に協力するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 横須賀市と和泉市は、地震、津波、台風等の自然災害、テロ等による大規模な災害及び不慮の事故等の発生時（以下「災害時等」という。）に、相互に連携・協力を行う。

（支援の内容）

第2条 支援の内容は、次の各号に掲げる項目とし、学芸員等職員の派遣を伴うものとする。

- （1）被災状況調査の補助
- （2）被災収蔵品に対する応急処置の補助
- （3）前各号に定めるもののほか、収蔵品の保全のために緊急に必要な事項

（支援の要請手続）

第3条 支援を受けようとする市（以下「支援要請市」という）は、次の事項を明らかにして、相手方の市（以下「支援市」という）に支援要請を行うものとする。

- （1）被災状況（収蔵品の被害、建物・ライフライン等）
- （2）要請する支援の内容と規模等
- （3）支援を要請する期間
- （4）前各号に定めるもののほか、支援市が支援を行うにあたり必要な事項

（支援に要する経費の負担）

第4条 支援に要する経費は、原則として支援要請市の負担とする。ただし、精算方法等については、その都度、別途協議する。

（損害補償等）

第5条 派遣職員の損害補償等については、次の事項により処理するものとする。

- （1）派遣職員が支援活動中又は支援要請市への往復途中において、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合には、支援市がその公務害補償に要する費用を負担するものとする。
- （2）次号に規定するものを除き、派遣職員が支援活動中に支援要請市に損害を生じさせた場合、故意又は重過失による場合を除き、支援市及び当該職員は、責任を負わない。
- （3）派遣職員が支援活動中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が支援業務の従事

中に生じたものにかかる賠償については支援要請市が、支援要請市への往復途中に生じるものにかかる賠償は支援市が、その損害を補償するものとする。

(平常時における協力体制)

第6条 横須賀美術館及び和泉市久保惣記念美術館は、災害時等に相互協力が円滑に行えるよう、平常時において、定期的に連絡会議を開催するなどして、美術館情報(防災計画、収蔵品の保管管理状況)の共有、職員等の交流その他防災に関する相互協力を積極的に進めるよう努める。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度横須賀美術館及び和泉市久保惣記念美術館が協議して定めるものとする。

2 この協定書は両市の合意に基づき随時改定することができる。

(協定期間)

第8条 この協定期間は、協定締結日から令和8年3月31日までとし、期間満了3ヶ月前までに甲乙いずれからも別段の意思表示が無い場合は、期間満了の翌日より1年間延長し、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和7年1月24日

神奈川県横須賀市小川町11番地
横須賀市長 上地 克明

大阪府和泉市府中町二丁目7番5号
和泉市長 辻 宏康